

D ごぞんじですか？ その2

ヘルプマーク

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。



〔対象者〕
義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

ご利用される方からの申し出により、各窓口にて配布しております。
※障がい種別、等級、病名は問わず、配慮が必要な方に配布いたします。

ヘルプカード

災害時や、日常生活の中で困ったときなどに、配慮を必要とする方が、より援助を得やすくするためのカードです。

周囲に知られたくないことは無理に記載せず、周囲の方に伝えたいことを記載して、ご使用ください。



(記載例)
・筆談で伝えてください
・大きな音が苦手です
・簡単な言葉で話しかけてください
…等

区役所で配布しています！
(配布場所は、10か所あります)

- ・東淀川区役所
1階
① 庁内案内
11番窓口(くらしのみのり相談窓口)
- 2階
① 総合相談窓口
21番窓口(生活支援)
22番窓口(保健企画)
25番窓口(子育て・医療助成)
27番窓口(高齢者・障がい者)
29番窓口(介護保険)
- 3階
31番窓口(総合企画)
- ・東淀川区役所 出張所
2階
5番窓口(保健福祉)
※ヘルプカードは、大阪市のホームページからダウンロードできます

カード以外に
ストラップ
もあります！



必要に応じて、マークの片面に付属のシールを貼ることができます。(シールには伝えたい情報を記入することができます。)

マタニティマーク

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんにとっても大切な時期ですが、おなかが目立たないことから周囲の理解が得られにくい場合があります。マークは、妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。



区役所で配布しています！

妊娠届の届出の際に、母子健康手帳と共にマタニティマークのストラップをお渡ししています。
(問合せ先)
2階22番窓口(保健企画)